

佐 那 河 内 村

障 がい 者 計 画
第7期 障 がい 福 祉 計 画
第3期 障 がい 児 福 祉 計 画

令和6年3月

◆「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、「障害」及び「障がい」の表記について、下記のとおりとします。

○特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。

○「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」などについては「障害」と表記します。

目 次

第1章 計画の概要とめざす方向	1
1 計画の策定趣旨と概要	1
2 障がい者施策の動向	2
3 計画の前提	5
第2章 障がい者の状況	8
1 障がい者・児の推移	8
2 福祉サービス等の利用状況	13
3 アンケート調査結果の概要	16
第3章 基本計画	21
1 佐那河内村の障がい者施策の方向	21
2 施策の体系	25
第4章 暮らしやすい「基盤」をつくる.....	26
1 障がい福祉サービスの推進（第7期障がい福祉計画）	26
2 障がい児福祉サービスの推進（第3期障がい児福祉計画）	42
3 暮らしを支える取組みの充実.....	47
4 健康づくりの支援	51
第5章 自分らしく過ごす「毎日」をつくる.....	53
1 育成・教育の充実	53
2 雇用・就労の支援	55
3 社会参加の促進	56
第6章 共に暮らしていく「環境」をつくる.....	58
1 やさしい地域づくりの促進	58
2 快適な居住環境づくりの推進.....	60
第7章 推進体制	62
1 連携・協力の確保	62
2 広報・啓発活動の推進.....	62
3 計画の評価・管理	63

第1章 計画の概要とめざす方向

1 計画の策定趣旨と概要

(1) 計画策定の背景と目的

わが国では少子・高齢化の進行が加速しており、障がいのある人の高齢化、及び高齢になってから障がいをもつ人の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化が多く見受けられるようになっていきます。また、社会生活が複雑化して心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉スペクトラム症や発達障がいなど、新たな課題が表面化しています。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

このため、佐那河内村では、「障がい者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等（自立支援給付・地域生活支援事業）と位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されています。

このため、佐那河内村では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保方策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、近年の法改正により、医療的ケア児及びその家族への日常生活・社会生活への支援や、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進、障がい者の希望する生活を実現するため、地域生活や就労の支援の強化等を行っていくこととなりました。

また、令和4年には「障害者の権利に関する条約」について、国際連合の権利委員会による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システムの推進などについて勧告が発表されたことから、障がい者の権利の実現に向けた取組みを一層強化していく必要があります。

「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本村の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

2 障がい者施策の動向

(1) 近年の法制度整備の状況

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されています。

障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、最新の動向に対応する必要があります。

近年の法制度整備の状況

年	法制度の整備		
平成 18 年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施5か年計画
平成 19 年	●障害者権利条約署名		
平成 20 年	●児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画
平成 23 年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成 24 年	●障害者虐待防止法の施行		
平成 25 年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行 ●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	
平成 26 年	●障害者権利条約の批准 ●改正精神保健福祉法 ●障害児支援の在り方について報告書		
平成 27 年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成 28 年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●改正総合支援法・改正児童福祉法 ●改正発達障害者支援法		
平成 29 年	●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について		
平成 30 年	●障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 ●障害者雇用促進法の改正 ●障害者基本計画（第4次計画） ●障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画（第4次）	
令和元年	●障害者活躍推進プラン公表 ●読書バリアフリー法の施行		
令和2年	●改正児童福祉法 ●改正バリアフリー法		

年	法制度の整備	
令和3年	●医療的ケア児支援法	障害者基本計画 (第4次)
令和4年	●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	

(2) 国の政策動向

国では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「障害者基本計画(第5次)」に基づき、障がい者施策を推進しており、これを踏まえておく必要があります。

また、国では、市町村の第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

障害者基本計画(第5次)の基本的な考え方

基本原則	(1) 地域社会における共生等
	(2) 差別の禁止
	(3) 国際的協調
各分野に共通する 横断的視点	(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
	(2) 共生社会の実現に資する取組みの推進
	(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
	(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
	(5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組みの推進
	(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組みの推進

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の国の基本指針(抜粋)

〔障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念〕

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組み

〔障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方〕

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

〔相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方〕

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

〔障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方〕

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

〔障害福祉計画・障害児福祉計画がめざす目的〕

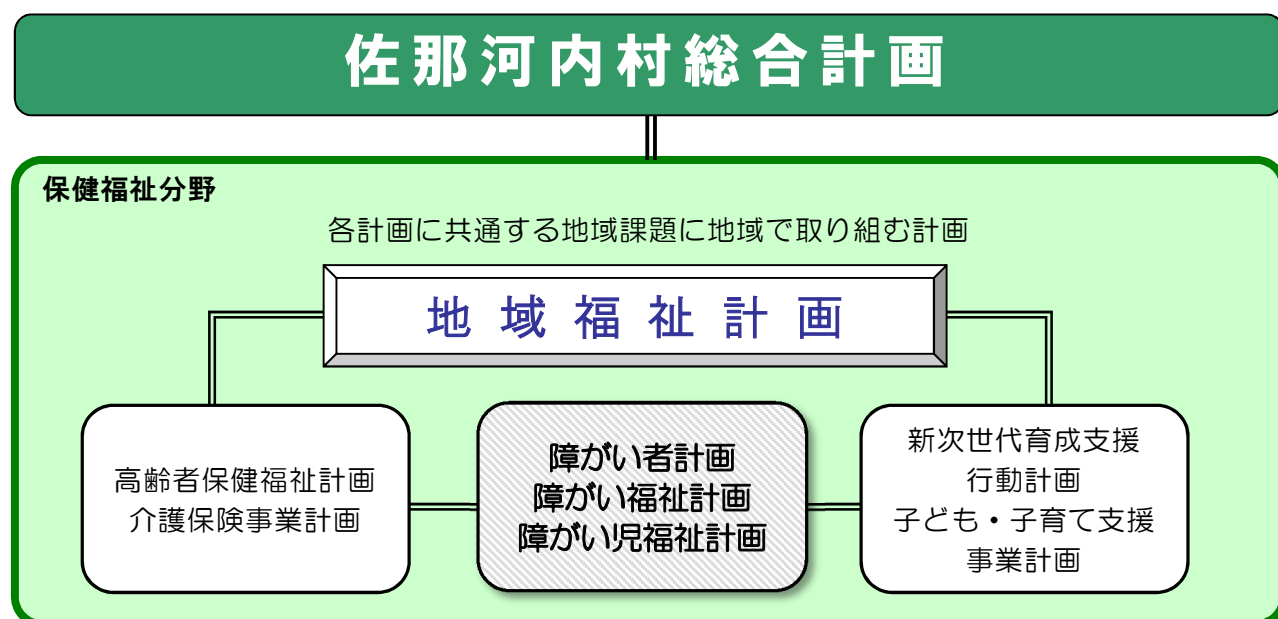
障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定すると共に、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

3 計画の前提

(1) 法令等による位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、障がい者計画は、障がいのある人のための総合的な計画であることから、地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連計画と連携・調整を図るとともに、国の障害者基本計画をはじめ県計画等との整合性を保ちながら策定します。



(2) 計画のとらえ方

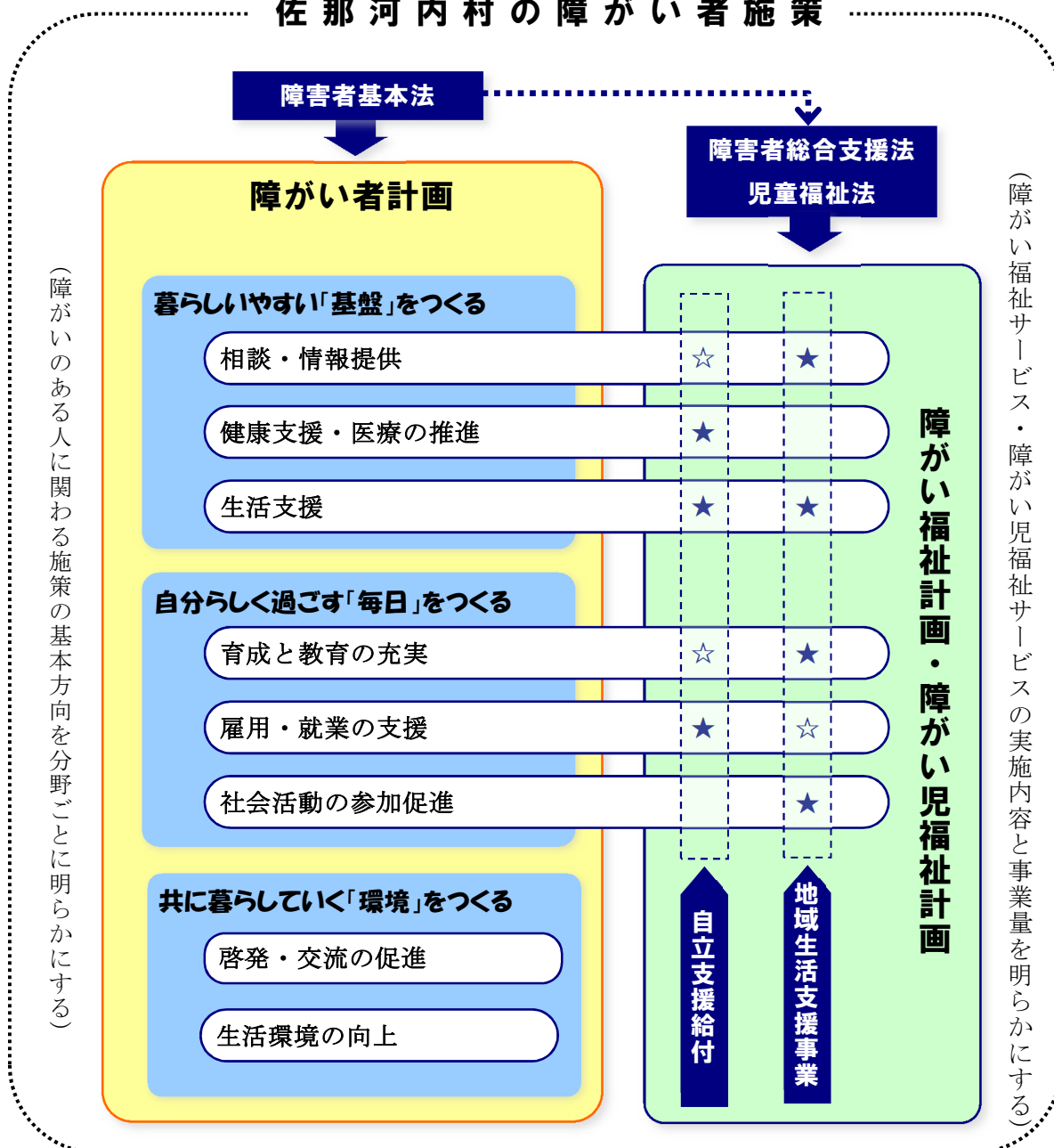
障がい者計画は、障がい者施策の総合的な計画であり、障がい者の生活全般に関わる施策の方向性(指針)を定めます。障がいのある人の暮らしを取り巻く広範な施策分野を含み、障がい福祉サービス等の事業計画として、整備目標を定めます。

一方、障がい福祉計画は、地域生活と就労等自立を支援するために提供する障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに係る事項を示し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保等をめざしています。

また、障がい児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定め、円滑な提供の促進をめざしています。

＜計画の構成＞

佐那河内村の障がい者施策



★:事業やサービスが該当または関連性の高い分野、☆:関連する分野を示す

(3) 計画の対象

本計画の対象者である障がいのある人(障がい者)とは、障害者基本法第2条1項に定義される「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とします。

また、児童福祉法第4条2項に定義される障がい児及び障害者総合支援法第4条第1項に定義される、難病に起因する身体上や精神上の障がいがある人、高次脳機能障がいのある人、てんかんや自閉スペクトラム症等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人等を含みます。

(4) 計画期間

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。障がい者計画は令和6年度から令和11年度までを計画期間とします。

計画期間

	令和					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障がい者計画						
第7期障がい福祉計画						
第3期障がい児福祉計画						

(5) 計画の策定と推進

本計画は、障がい者施策の点検や協議をする体制の確保を目的とした「佐那河内村総合保健福祉計画策定委員会」での協議を経て策定しています。

障害者総合支援法で求められているPDCAの計画管理を実施し、着実な推進を図ります。

第2章 障がい者の状況

1 障がい者・児の推移

(1) 障害者手帳交付数

本村の3種の障害者手帳交付数の合計は、令和2年度末は 178 件でしたが、令和4年度末は 176 件とおおよそ横ばい傾向となっています。

身体障害者手帳交付件数は、令和2年度末は 134 件でしたが、令和4年度末は 134 件と横ばい傾向となっています。

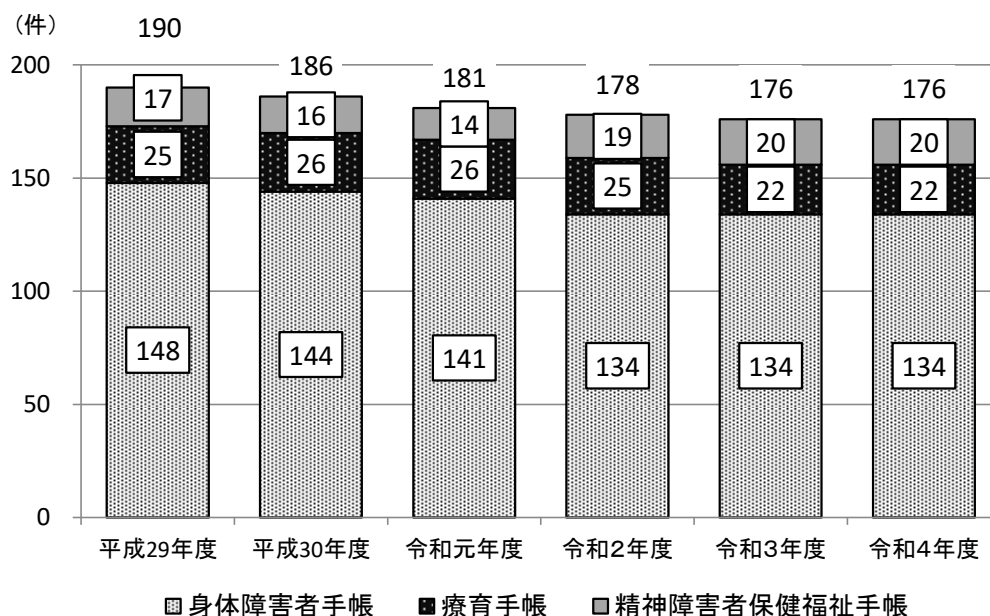
療育手帳交付件数は、令和2年度末は 25 件でしたが、令和4年度末は 22 件となっており、おおよそ横ばい傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数は、令和2年度末は 19 件、令和4年度末は 20 件となっており、おおよそ横ばい傾向となっています。

障害者手帳交付状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	148	144	141	134	134	134
療育手帳	25	26	26	25	22	22
精神障害者保健福祉手帳	17	16	14	19	20	20
合 計	190	186	181	178	176	176

(資料) 健康福祉課 (各年度末)



(2)身体障害者手帳交付の内訳

障がい種類別にみると、令和4年度末時点、肢体不自由(67件)が最も多く、内部障がい(42件)と続きます。

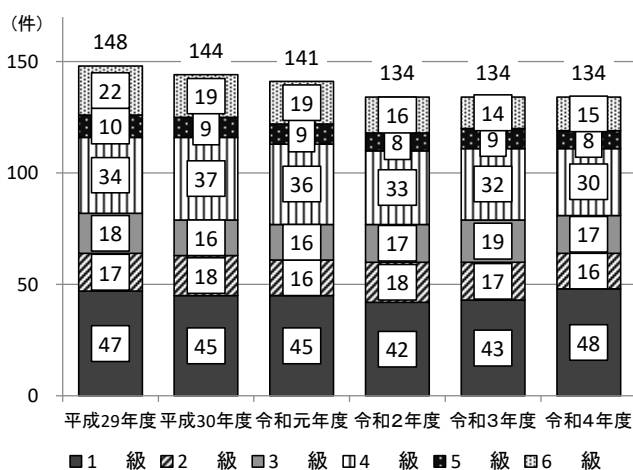
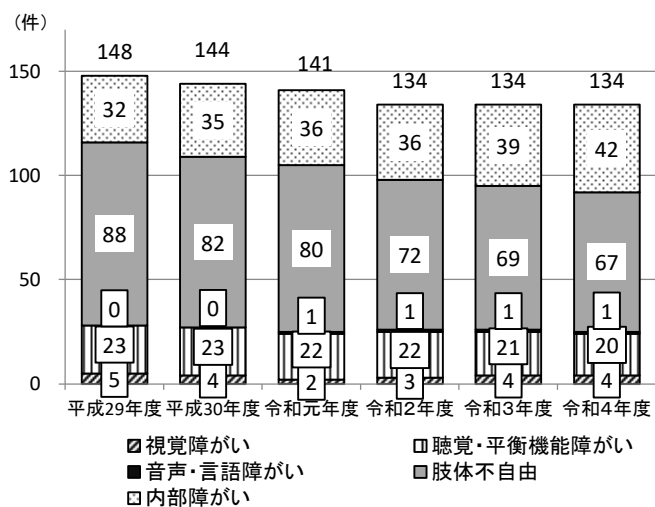
等級別にみると、令和4年度末時点、身体障害手帳1級(48件)が最も多く、4級(30件)と続きます。

身体障害者手帳交付状況(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	5	4	2	3	4	4
聴覚・平衡機能障がい	23	23	22	22	21	20
音声・言語障がい	0	0	1	1	1	1
肢体不自由	88	82	80	72	69	67
内部障がい	32	35	36	36	39	42
合 計	148	144	141	134	134	134

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	47	45	45	42	43	48
2 級	17	18	16	18	17	16
3 級	18	16	16	17	19	17
4 級	34	37	36	33	32	30
5 級	10	9	9	8	9	8
6 級	22	19	19	16	14	15
合 計	148	144	141	134	134	134

(資料) 健康福祉課 (各年度末)



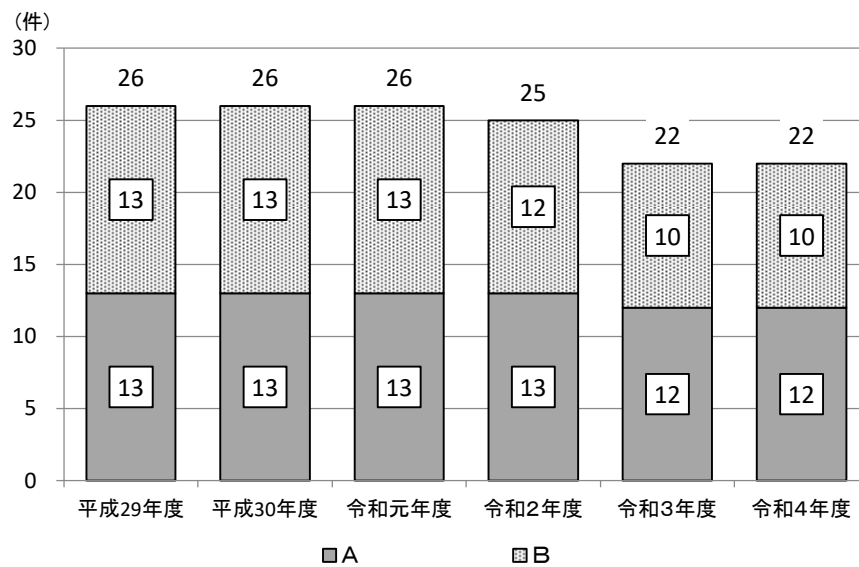
(3)療育手帳の内訳

等級別にみると、令和4年度末時点、A(12 件)、B(10 件)となっています。

療育手帳交付の内訳(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	13	13	13	13	12	12
B	13	13	13	12	10	10
合 計	26	26	26	25	22	22

(資料) 健康福祉課 (各年度末)



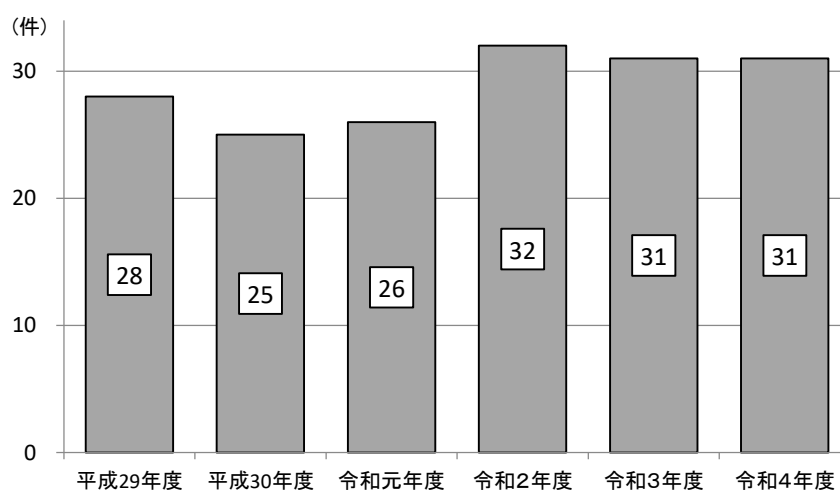
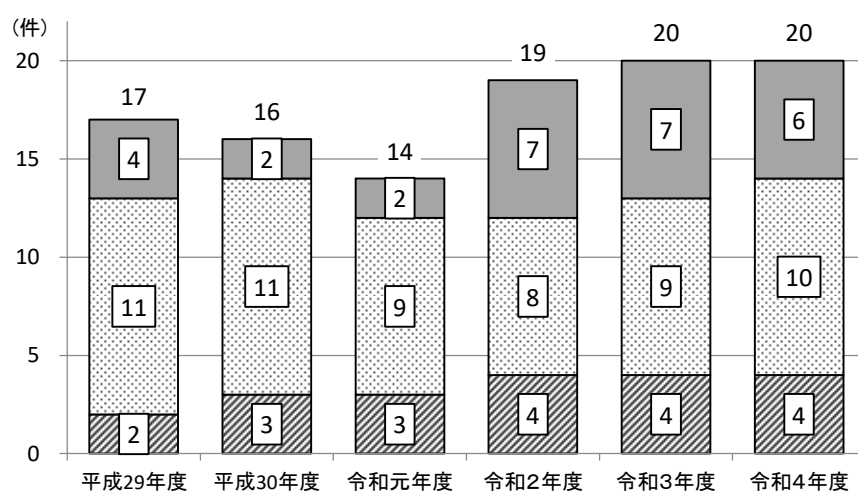
(4)精神障害者保健福祉手帳の内訳

等級別にみると、令和4年度末時点、2級(10件)が最も多く、3級(6件)、1級(4件)と続きます。

精神障害者保健福祉手帳交付の内訳(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	2	3	3	4	4	4
2 級	11	11	9	8	9	10
3 級	4	2	2	7	7	6
合 計	17	16	14	19	20	20
自立支援医療(精神通院)	28	25	26	32	31	31

(資料) 健康福祉課 (各年度末)



■ 自立支援医療(精神通院)

(5)特定疾患医療受給者証交付数(難病患者)

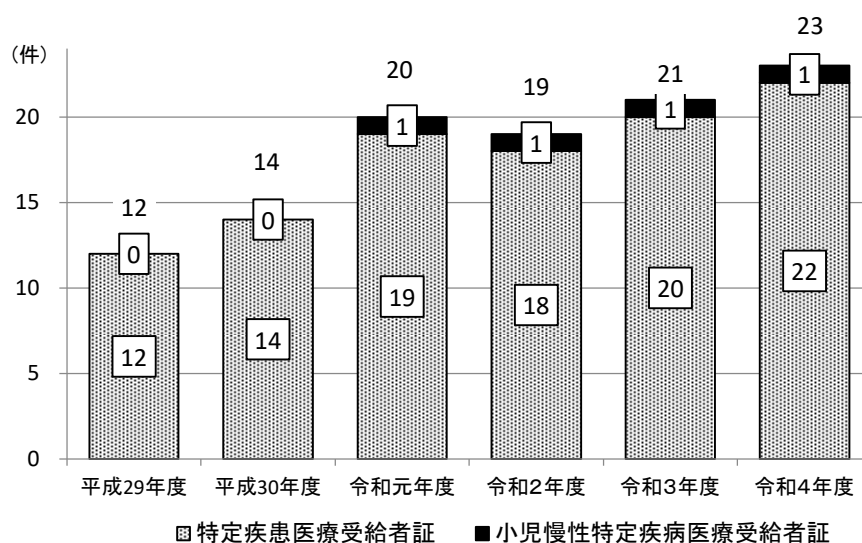
特定疾患医療受給者証交付件数は、令和4年度末時点は22件となっており、増加傾向となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数は、令和4年度末時点は1件となっています。

特定疾患医療受給者(難病患者)(件)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特定疾患 医療受給者証	12	14	19	18	20	22
小児慢性特定疾病 医療受給者証	0	0	1	1	1	1
合 計	12	14	20	19	21	23

(資料) 健康福祉課 (各年度末)



2 福祉サービス等の利用状況

(1)障がい福祉サービスの利用者数

おおよそ現行計画で見込んだ値を下回り、横ばい傾向で推移しています。

障がい福祉サービスの利用(人)

		実績			計画値	
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 3年度	令和 4年度
訪問系	訪問系サービス	3	3	3	2	2
日中活動系	生活介護	10	9	8	11	11
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
	就労移行支援	1	0	0	1	1
	就労継続支援（A型）	1	1	1	3	3
	就労継続支援（B型）	7	6	6	6	7
	就労定着支援	0	0	0	0	0
	療養介護	1	1	1	1	1
	短期入所（福祉型）	2	1	1	1	1
	短期入所（医療型）	0	0	0	1	1
居住系	共同生活援助（グループホーム）	2	2	2	3	3
	施設入所支援	9	8	7	10	10
	自立生活援助	0	0	0	0	0
相談支援	計画相談支援	26	21	23	24	25
	地域移行支援	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	児童発達支援事業	5	4	3	5	5
	放課後等デイサービス	4	5	4	4	4
	保育所等訪問支援	2	2	0	4	4
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
	障がい児相談支援	9	10	7	9	9
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
	児童入所支援（福祉型・医療型）	0	0	0		

（資料）健康福祉課（1年間の実人数）

(2)医療費の助成

医療費の助成は、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者への更生医療、18 歳未満でその障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者への育成医療、統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者への精神通院医療があります。

本村では精神通院医療の受給者が大半を占めています。

自立支援医療の受給状況(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
更生医療	3	3	4	4	5	6
育成医療	0	0	0	0	0	0
精神通院医療	28	25	26	32	31	31
合 計	31	28	30	36	36	37

(資料) 健康福祉課 (各年度末)

重度心身障害者医療費助成事業(人)

概要等	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳 1・2級、療育手 帳Aの者等を対象	60	62	63	63	61	63

(資料) 健康福祉課 (各年度末)

(3)各種手当等

常時特別な介護を要し、在宅で暮らす障がい者の自立生活の基盤の確立を図るため、各種手当を支給しています。

手当支給状況(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特別障害者手当	3	3	3	2	2	2
障害児福祉手当	0	0	1	1	1	1
特別児童扶養手当	5	5	4	3	3	3
合 計	8	8	8	6	6	6

(資料) 健康福祉課 (各年度末)

(4)障がいに関する相談体制

身体障害者相談員・知的障害者相談員について、各1名を配置しています。

障害者相談員(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者相談員	1	1	1	1	1	1
知的障害者相談員	1	1	1	1	1	1
合 計	2	2	2	2	2	2

(資料) 健康福祉課 (各年度末)

3 アンケート調査結果の概要

(1)子どもの発育・発達に関するアンケート調査の概要

障がい児福祉計画を策定する基礎資料とするため、発達に関する不安や障がいをもつお子様の保護者の方を対象に、令和5年8～9月に子どもの発育・発達に関するアンケート調査(以下、「子ども調査」という。)を実施しました。

アンケート調査の実施状況

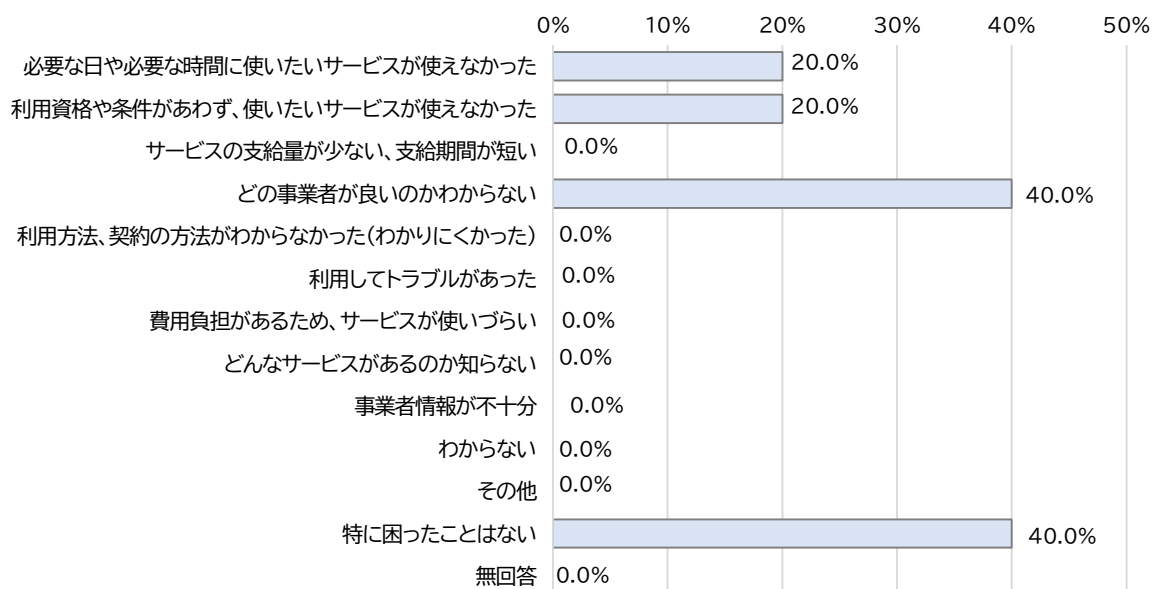
調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
子どもの発育・発達に関するアンケート調査 (子ども調査)	発達に関する不安や障がいをもつ お子様の保護者の方	8 票	5 票	62.5%

(2)障がい児支援に関するニーズ

① 発育・発達に関する相談や情報収集について

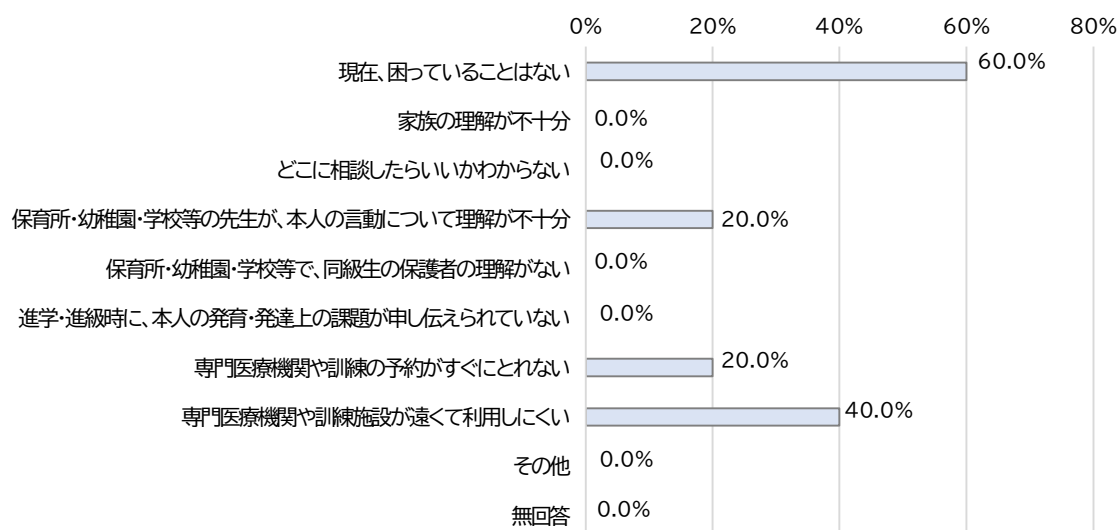
サービスを利用するときに困った点として、「どの事業者が良いのかわからない」、「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」、「利用資格や条件があわず、使いたいサービスが使えなかった」が挙げられています。

問 サービスを利用するときに何か困ったことはありましたか。(複数回答／回答者数5)



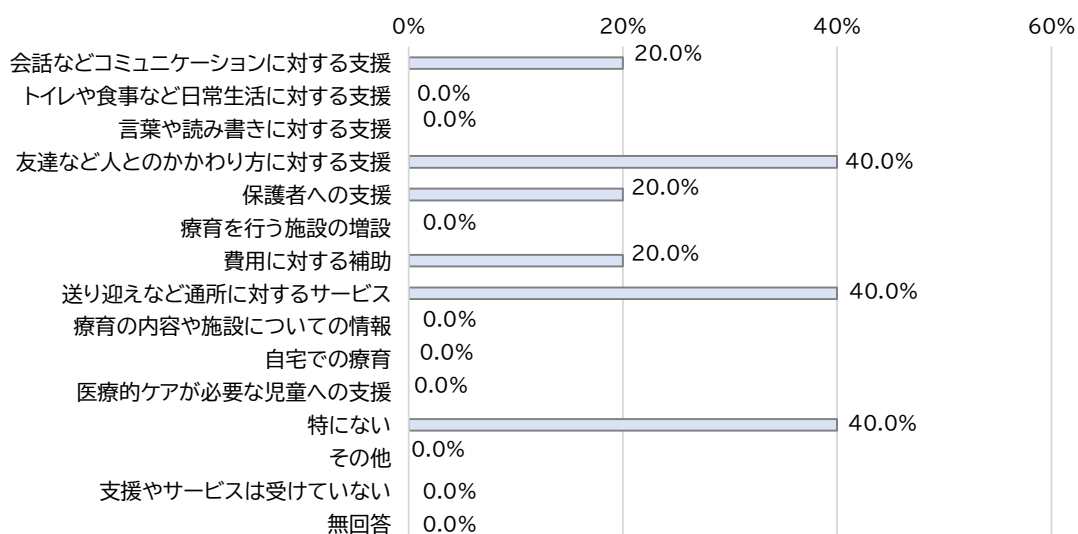
発育・発達の相談に関すること、専門医療機関・訓練施設に関することで困った点として、「専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい」、「保育所・幼稚園・学校等の先生が、本人の言動について理解が不十分」、「専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない」が挙げられています。

問 ご本人の発育・発達の相談に関すること、専門医療機関・訓練施設に関することで、現在、困っていることはありますか。(複数回答／回答者数5)



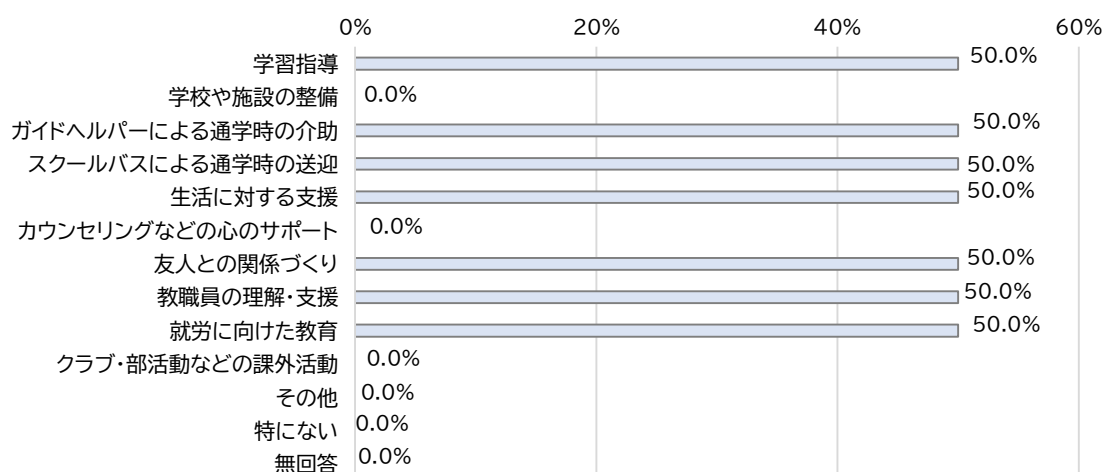
療育や支援について、充実させるべきだと思う点として、「友達など人とのかかわり方に対する支援」、「送り迎えなど通所に対するサービス」が挙げられています。

問 ご本人が受けている療育や支援について、充実させるべきだと思う点がありますか。(複数回答／回答者数5)



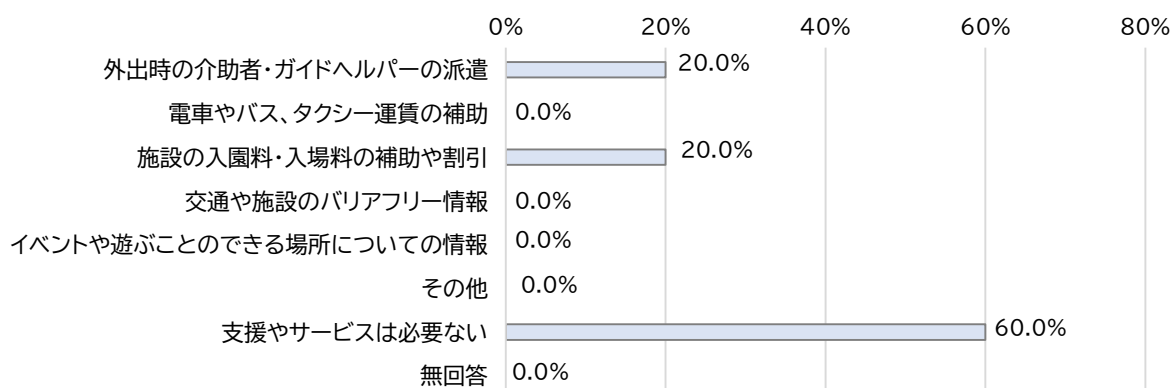
教育や、学校生活について、充実させるべきだと思う点として、「学習指導」、「ガイドヘルパーによる通学時の介助」、「スクールバスによる通学時の送迎」、「生活に対する支援」、「友人との関係づくり」、「教職員の理解・支援」、「就労に向けた教育」が挙げられています。

問 ご本人が受けている教育や、学校生活について、充実させるべきだと思う点がありますか。(複数回答／回答者数2)



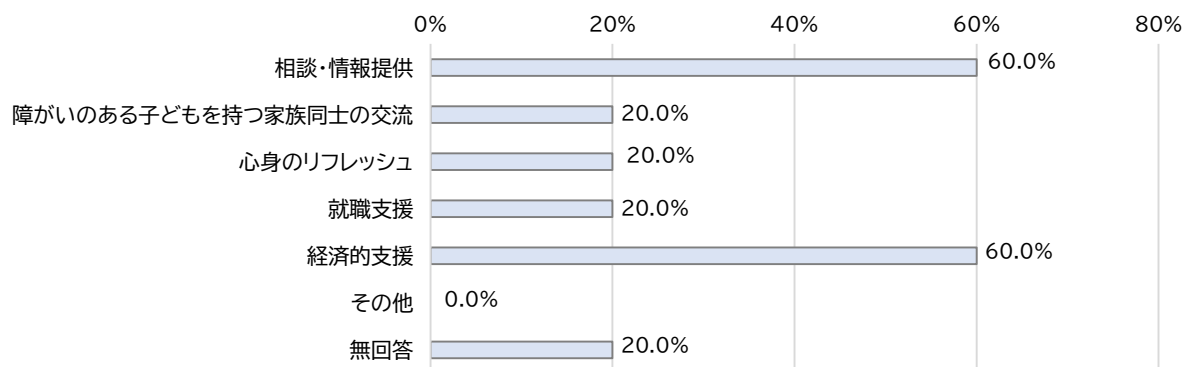
外出時にあるとよい支援やサービスとしては、「外出時の介助者・ガイドヘルパーの派遣」、「施設の入園料・入場料の補助や割引」が挙げられています。

問 ご本人との外出時にどのような支援やサービスがあるとよいと思いますか。(複数回答／回答者数5)



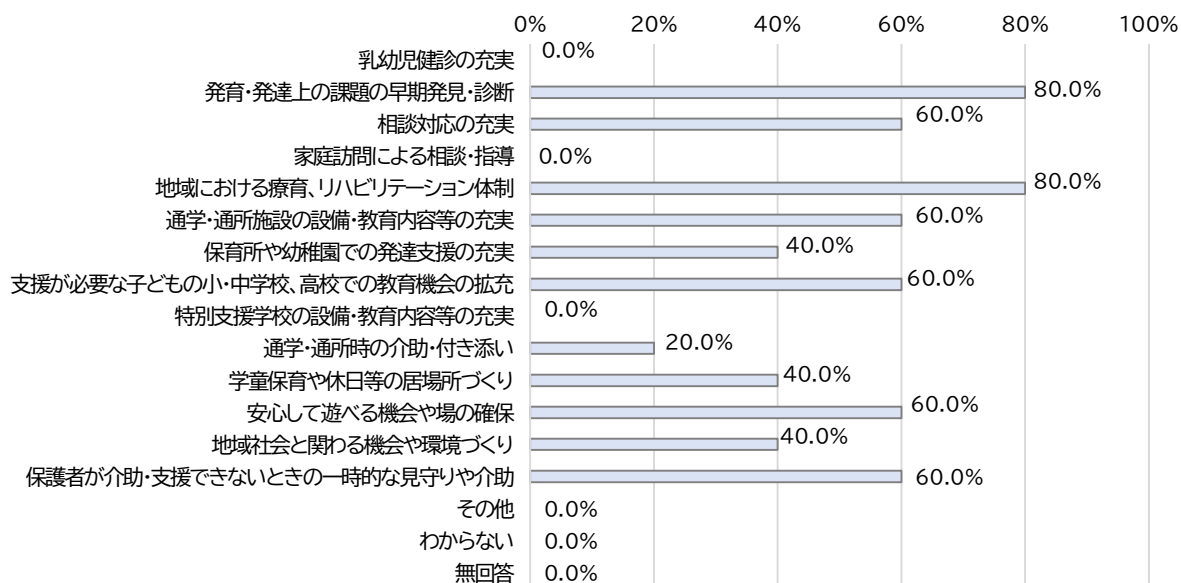
サポートをする保護者に対して必要な支援として、「相談・情報提供」、「経済的支援」を挙げた方が複数いました。

問 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか。(複数回答／回答者数5)



発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うこととして「発育・発達上の課題の早期発見・診断」、「地域における療育、リハビリテーション体制」を挙げた方が多く見られました。

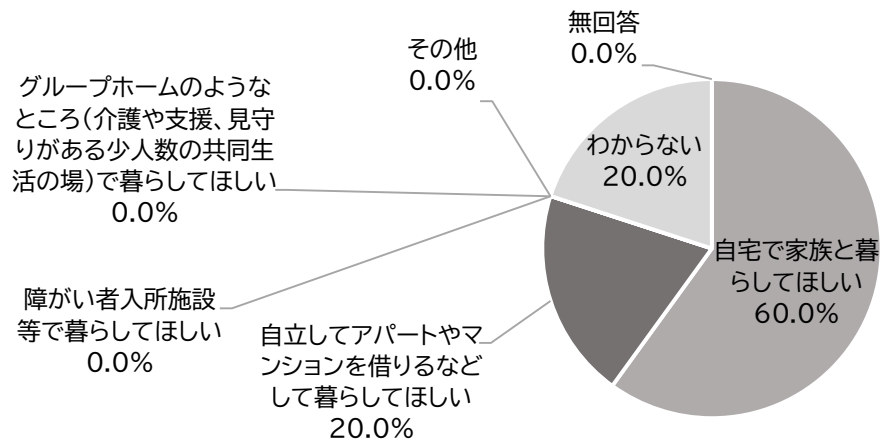
問 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは何ですか。(複数回答／回答者数5)



③ 将来について

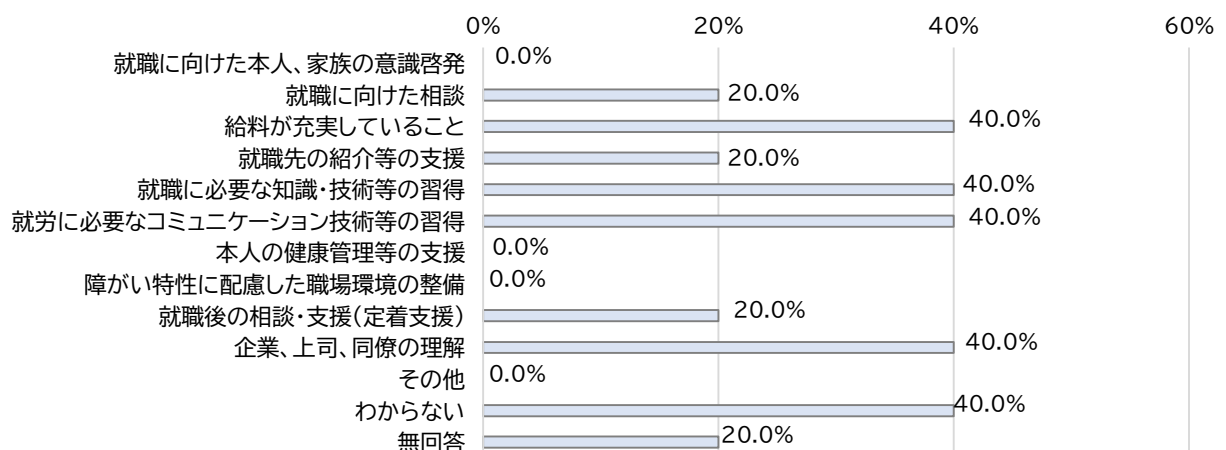
将来の暮らし方としては、「自宅で家族と暮らしてほしい」と挙げた方が複数おり、「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」と挙げた方もいました。

問 本人には将来どのように暮らしてほしいですか。(単数回答／回答者数5)



将来仕事に就くために重要だと思うこととして、具体的な内容では「給料が充実していること」、「就職に必要な知識・技術等の習得」、「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」、「企業、上司、同僚の理解」が挙げられています。

問 ご本人が将来仕事に就くために重要だと思うことは何ですか。(複数回答／回答者数5)



第3章 基本計画

1 佐那河内村の障がい者施策の方向

(1)基本方向

① 基本理念

障がい者保健福祉制度がどのような制度であっても、障がい者福祉は「障がいのある人の地域での共生と地域での自立」をめざすものであることに変わりはありません。

障害者総合支援法では基本理念として「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うこと」としています。現行計画の理念は、この理念も包括しているものであるといえます。

このため、今期の計画においても以下の理念を踏襲するものとし、障がいのある人もない人も生まれ育った、住み慣れた地域で共に生きる佐那河内村をめざして、障がいのある人を支える施策・事業を総合的に推進します。

基本理念

障がい者施策の目標
(基本理念)

**家庭・仲間・地域の輪のなかで、
障がいのある人もない人も共に
生きる 佐那河内村**

② 計画のめざす方向

計画のめざす方向

暮らしやすい 「基盤」をつくる

必要なサービスを利用して
安心して暮らすために

家庭・仲間・地域の輪の
なかで、障がいのある人
もない人も共に生きる

佐那河内村

自分らしく過ごす 「毎日」をつくる

生きがいをもって毎日を
自分らしく過ごすために

共に暮らしていく 「環境」をつくる

誰もが住み慣れた地域で
共に暮らすために

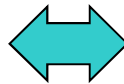
③ 基本視点

地域で障がいのある人が共に暮らすことを支援する取組みは、障がいの状況、年齢、障がいのある人を取り巻く状況等から、それぞれに合った対応が必要な場合がみられます。あわせて、「佐那河内村で暮らす」という目標に向けては、これまでもボランティアグループやサービス提供事業者、事業所等と連携を図りながら障がいについて啓発に努めてきましたが、地域の理解がさらに必要です。

<取り組むべき課題と基本視点の整理>

現状からみられる課題等

- 障がいの種類や年齢によって必要な支援が異なる。
- 現在は家族と暮らし、家族が支援や介助をしていることが多いが、今後介助者の高齢化により、介助者の負担と不安が増大することが見込まれる。将来的には不安という声がある。
- 閉じこもり予防、仲間づくり、楽しみや関心のあることに取組める場の確保が必要。
- 心の健康など障がいについてもっと地域に知ってもらい、地域の関わりを広げていくことが必要。



基本とする視点

基本視点1：

本人のライフステージでみる視点

基本視点2：

障がいの個性による違い・その人を取り巻く環境からとらえる視点

基本視点3：

障がいのある人の毎日の暮らしをサポートする視点

基本視点4：

障がいが身近な課題であることを地域全体で知り、理解する視点

(2)基本目標

① 暮らしやすい「基盤」をつくる

(必要なサービスを利用して安心して暮らすために)

相談した人が安心できる対応や必要な情報提供等の体制づくりと、自立した暮らしを支援するサービス、介助者を支援する取組みや、健康づくりなどを組み合わせて利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように支援体制の充実を図ります。

そのためには、保健・医療・福祉分野を中心にその主体性と自立性の尊重を基本としたサービス内容の充実を図ると共に、サービスを提供する福祉人材の確保・定着・人材育成に努めます。

② 自分らしく過ごす「毎日」をつくる

(生きがいをもって毎日を自分らしく過ごすために)

支援が必要な子どもがそれぞれ個性と可能性を伸ばせるように、その子と家庭の育ちを保健・福祉・教育の分野が連携して支援します。

また、障がいによって学習や活動の機会が乏しくなり、参加しにくい部分を、福祉の視点で配慮して活動の場を増やしたり、共に活動できたりするように取り組むことで、学校生活、就業や学習活動、交流活動等に意欲をもって参加できるように、成長段階にあわせた環境づくりを推進し、さまざまな活動・分野への社会参加の促進を図ります。

③ 共に暮らしていく「環境」をつくる

(誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために)

毎日の暮らしを考え、障がいのある人が活動したり、暮らす上での障壁(バリア)を取除いたりすることが目標です。これは道路や建物・交通手段等の生活基盤をはじめ、災害や事故等の安全対策などのハード面と共に、障がいに関する理解を深める等心の障壁(バリア)を取除くための取組みを両面から継続して推進し、人にやさしいむらづくりを進めます。

また、地域のあらゆる住民が「他人事」ではなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の形成を図り、障がい者が役割をもち、支えあい、認めあいながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりをめざします。

2 施策の体系

家庭・仲間・地域の輪のなかで、障がいのある人もない人も共に生きる 佐那河内村

暮らしやすい 「基盤」をつくる

必要なサービスを利用して安心して暮らすために

1. 障がい福祉サービスの推進

- (1) 障がい福祉サービスの体系
- (2) 障がい福祉サービスの目標
- (3) 自立支援給付サービスの見込みと確保策
- (4) その他のサービス
- (5) 地域生活支援事業の展開

2. 障がい児福祉サービスの推進

- (1) 障がい児福祉サービスの体系
- (2) 障がい児福祉サービスの目標
- (3) 障害児通所支援・障害児相談支援

3. 暮らしを支える取組みの充実

- (1) その人にあった相談支援・必要な情報提供のしくみづくり
- (2) 連携のとれた支援体制とネットワークの強化
- (3) 障がい福祉サービス以外の福祉サービスの推進

4. 健康づくりの支援

- (1) 自分らしい健康を支援する保健サービスの推進
- (2) 医療サービス・感染症対策の促進

自分らしく過ごす 「毎日」をつくる

生きがいをもって毎日を自分らしく過ごすために

1. 育成・教育の充実

- (1) 育ちを継続的に支援する取組みの充実
- (2) 可能性を伸ばす教育の推進

2. 雇用・就労の支援

- (1) 雇用の促進
- (2) 就労につなげる取組み

3. 社会参加の促進

- (1) 生涯学習・スポーツ活動・文化芸術活動等への参加促進
- (2) 障がい者の活動の支援

共に暮らしていく 「環境」をつくる

誰もが住み慣れた地域で共に暮らすために

1. やさしい地域づくりの促進

- (1) 障がいについての啓発と交流活動の促進
- (2) 支えあい活動の促進

2. 快適な居住環境づくりの推進

- (1) 公共施設や道路等のバリアフリー化の促進
- (2) 安全対策の推進

第4章 暮らしやすい「基盤」をつくる

1 障がい福祉サービスの推進(第7期障がい福祉計画)

(1)障がい福祉サービスの体系

① 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえて支給決定が行われる「自立支援給付」、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障がい福祉計画のサービスメニュー

	サービス区分		障害区分			
	介護給付	訓練等給付	身体	知的	精神・発達	障害児
1 自立支援給付						
(1) 訪問系介護給付5サービス	○		○	○	○	○
(2) 日中活動系サービス						
①生活介護	○		○	○	○	
②自立訓練(機能訓練・生活訓練)		○	○	○	○	
③就労選択支援		○	○	○	○	
④就労移行支援・就労継続支援		○	○	○	○	
⑤就労定着支援		○	○	○	○	
⑥療養介護	○		○	○	○	
⑦短期入所	○		○	○	○	○
(3) 居住系サービス						
①共同生活援助(グループホーム)		○	○	○	○	
②施設入所支援	○		○	○	○	
③自立生活援助		○	○	○	○	
(4) 相談支援						
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	○		○	○	○	
2 地域生活支援事業						
①理解促進研修・啓発事業			○	○	○	○
②自発的活動支援事業			○	○	○	○
③相談支援事業			○	○	○	○
④成年後見制度利用支援事業				○	○	
⑤成年後見制度法人後見支援事業				○	○	
⑥意思疎通支援事業			○			○
⑦日常生活用具給付等事業			○	○	○	○
⑧手話奉仕員養成研修事業						
⑨移動支援事業			○	○	○	○
⑩地域活動支援センター事業			○	○	○	

(2)障がい福祉サービスの目標

第7期障がい福祉計画の計画終了年度である令和8年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

① 施設入所者の地域生活移行の目標

施設入所者の地域生活への移行については、国は、「令和4年度末に入所している障害者の6%以上が地域生活へ移行すること」と、「施設入所者数を令和4年度末から5%以上削減すること」を目標に掲げています。

施設利用者の状況を勘案して、目標を設定しました。本村では福祉施設の入所者のうち約 10.0%にあたる1人が、グループホームなど地域生活へ移行することを見込みました。

今後は、地域生活に移行する福祉施設入所者の居住の場の確保が重要な課題です。

施設入所者の地域生活への移行(令和8年度の目標値)

項目	数値
令和4年度末の施設入所者数	7人
令和8年度末の施設入所者数	6人
【目標値】削減見込み数	1人(10.0%減)
【目標値】地域生活移行者数	1人(10.0%)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」、「精神病床における1年以上長期入院患者数」、「精神病床における早期退院率」については、県の設定する目標値とします。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

県と協議しながら、地域生活支援拠点等の整備を考えていくとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を目標とします。

また、県と協議しながら、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を検討していきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行の目標

福祉施設から一般就労への移行については、国では令和8年度中の「年間一般就労移行者数が令和3年度の 1.28 倍以上になること(就労移行支援:1.31 倍以上、就労継続支援A型:概ね 1.29 倍以上、就労継続支援B型:概ね 1.28 倍以上)」を目標としており、本村では、1人と設定します。

また、国では、「就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上」、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上」とすることを目標としており、本村では、国の設定する目標値とします。

福祉施設から一般就労への移行(令和8年度の目標値)

項目	数値
令和8年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人
令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する割合	5割以上
就労定着率が7割以上の事業所	2割5分

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、国は、令和8年度末までに「総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する」こと、「協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保」を目標に掲げています。

県と協議しながら、相談支援体制の充実・強化を考えていきます。

⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制の構築を目標とします。

(3)自立支援給付サービスの見込みと確保策

① 訪問系サービス

利用者の自宅にヘルパーが訪問して身体介護や家事援助のサービスを行うものです。

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

<サービスの内容>

名称	対象者	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	介護を必要とする人 【区分】1 以上	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人 【区分】4 以上	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいの状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とする人	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人 【区分】3 以上	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 【区分】6	居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

<実施状況>

名称	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	計 画 値	168 時間	168 時間	168 時間
重度訪問介護		2 人	2 人	2 人
同行援護				
行動援護		324 時間	293 時間	300 時間
重度障害者等包括支援		3 人	3 人	3 人

※令和5年度については見込み 以下同じ

人：1 年間の実人数 以下同じ

時間：1 年間の延時間 以下同じ

<必要見込み量>

名称	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護	時間/年	300	300	300
行動援護 重度障害者等包括支援	人/年	3	3	3

② 日中活動系サービス

施設入所者と在宅の障がい者に対して入所施設や通所施設等で、昼間の活動を支援するサービスです。

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

利用実績がないサービスについては、サービス量は見込みませんが、利用についてニーズがあれば調整します。

<サービスの内容>

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする人 【区分】3以上（施設入所は4以上） 50歳以上は2以上（施設入所は3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	入所施設や医療機関を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。〔18か月以内〕
自立訓練（生活訓練）	入所施設や医療機関を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。〔24か月以内（長期入所者の場合は36か月以内）〕
就労選択支援	就労継続支援又は就労移行支援を利用する意向がある人	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。〔利用期間24か月以内。ただし、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合、最大1年間の更新が可能〕

名称	対象者	内容
就労継続支援（A型）	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に関結できなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用した結果、企業等または就労継続支援（A型）の雇用に関結できなかった人 ③①、②に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人	①通所により、就労や生産活動の機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面でのさまざまな課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅等への訪問等により、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 【区分】6（ALS患者など、呼吸管理を行っている人） 【区分】5以上（筋ジストロフィー患者や重症心障害者）	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所（ショートステイ）	障がいのある人 【区分】1以上 医療型は、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等	介護する人が病気の場合等に、短時間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

<実施状況>

名称	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	計 画 値	2,500 人日 11 人	2,500 人日 11 人	2,520 人日 11 人
	実 績 値	2,003 人日 9 人	1,889 人日 8 人	2,000 人日 8 人
自立訓練（機能訓練）	計 画 値	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
	実 績 値	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
自立訓練（生活訓練）	計 画 値	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
	実 績 値	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労移行支援	計 画 値	3 人日 1 人	3 人日 1 人	6 人日 2 人
	実 績 値	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人
就労継続支援（A型＝雇用型）	計 画 値	400 人日 3 人	400 人日 3 人	450 人日 4 人
	実 績 値	189 人日 1 人	216 人日 1 人	260 人日 1 人
就労継続支援（B型＝非雇用型）	計 画 値	1,400 人日 6 人	1,400 人日 7 人	1,800 人日 8 人
	実 績 値	1,309 人日 6 人	1,406 人日 6 人	1,600 人日 7 人
就労定着支援	計 画 値	0 人	0 人	1 人
	実 績 値	0 人	0 人	0 人
療養介護	計 画 値	1 人	1 人	1 人
	実 績 値	1 人	1 人	1 人
短期入所（福祉型）	計 画 値	55 人日 1 人	55 人日 1 人	55 人日 1 人
	実 績 値	30 人日 1 人	77 人日 1 人	90 人日 1 人
短期入所（医療型）	計 画 値	5 人日 1 人	5 人日 1 人	5 人日 1 人
	実 績 値	0 人日 0 人	0 人日 0 人	7 人日 1 人

※人日：1 年間の延日数 以下同じ

<必要見込み量>

名称	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人日分/年	2,000	2,000	2,000
	人/年	8	8	8
自立訓練（機能訓練）	人日分/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
就労選択支援	人日分/年	0	30	30
	人/年	0	1	1
就労移行支援	人日分/年	50	0	0
	人/年	1	0	0
就労継続支援（A型＝雇用型）	人日分/年	260	260	260
	人/年	1	1	1
就労継続支援（B型＝非雇用型）	人日分/年	1,800	2,000	2,000
	人/年	7	8	8
就労定着支援	人/年	0	0	1
療養介護	人/年	1	1	1
短期入所（福祉型）	人日分/年	100	100	100
	人/年	1	1	1
短期入所（医療型）	人日分/年	12	12	12
	人/年	1	1	1

③ 居住系サービス

障がい福祉サービスの居住系サービスは、障がい者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図ると共に、地域生活への移行を支援していきます。また、自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。

<サービスの内容>

名称	対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がいのある人及び精神障がいのある人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護を利用する人 【区分】4以上 (50歳以上は3以上) ②自立訓練または就労移行支援を利用する人のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する人に、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する者等	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで、随時相談し、必要な情報の提供等の援助を受けるサービスです。

<実施状況>

名称	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	計画値	3人	3人	3人
	実績値	2人	2人	2人
施設入所支援	計画値	10人	10人	9人
	実績値	8人	7人	7人
自立生活援助	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人

<必要見込み量>

名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/年	2	2	3
施設入所支援	人/年	7	7	6
自立生活援助	人/年	0	0	0

④ 相談支援

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの利用に際し、利用計画を作成する「計画相談支援」、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う相談支援である「地域移行支援」と、地域生活をはじめた障がい者へ 24 時間対応で緊急的な相談を受ける「地域定着支援」がメニュー化されています。

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。また、利用実績がないサービスについては、サービス量は見込みませんが、利用についてニーズがあれば調整します。

<サービスの内容>

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障がいのある人	本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画の作成や事業者間の連絡・調整を行います。 [相談場所] 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人	住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所（障害者支援施設・医療機関等）
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域に移行し、居宅で単身で生活する障がいのある人等	居宅で生活する障害のある人との連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談・サポートを行います。 [相談場所] 指定一般相談支援事業所（指定特定相談支援事業所の兼務等）

<実施状況>

名称	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	計 画 値	24 人	25 人	26 人
	実 績 値	21 人	23 人	23 人
地域移行支援	計 画 値	0 人	0 人	0 人
	実 績 値	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	計 画 値	0 人	0 人	0 人
	実 績 値	0 人	0 人	0 人

<必要見込み量>

名称	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人/年	24	24	24
地域移行支援	人/年	0	0	0
地域定着支援	人/年	0	0	0

(4)その他のサービス

① 自立支援医療費の支給

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。

更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの公費負担医療制度が再編され、自立支援医療として実施しています。

② 補装具費の支給

補装具等を提供するサービスとしては、自立支援給付において個別給付する補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付があります。支給決定は村が実施するため、相談等適切な対応に努めます。

(5)地域生活支援事業の展開

< 必須事業の実施方策と見込み >

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活のなかで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うものです。

< 実施状況と見込み >

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
理解促進研修・啓発事業	未実施	検討中	検討中	検討中

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

< 実施状況と見込み >

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自発的活動支援事業	未実施	検討中	検討中	検討中

③ 相談支援事業

3種の障がい者手帳所持者等障がいのある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援等を行います。

相談支援事業と機能強化事業は村の担当窓口と、相談支援事業所に委託して窓口を確保しており、随時、相談等を受け付けています。今後も、役場窓口や保健・福祉の関連機関と連携のとれた対応をめざします。

また、地域自立支援協議会において、さまざまな課題に協力して検討を進めており、今後も自立支援協議会の重点的な取組みに努めます。

＜事業の内容と実施方策＞

	実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
一般相談	委託	障がい者、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者	無料	障がい者の福祉サービスの利用援助（情報提供・相談）
成年後見制度利用支援事業・成年後見人制度法人後支援事業	直営（一部委託）	（１）身寄りのない重度の知的障がい者または精神障がい者 （２）村が後見開始等の審判の請求を必要と認める者 （３）助成なしでは制度利用が困難であると認められる者	助成を除く諸経費分	申立て経費及び後見人等の報酬の全部または一部助成

＜実施状況(令和５年度)と見込み＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業	３か所	３か所	３か所	３か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	検討中	検討中	検討中
住宅入居等支援事業	未実施	検討中	検討中	検討中
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	０人	１人	１人	１人
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	検討中	検討中	検討中

④ 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るものです。利用実績がないことから、サービス量は見込みませんが、利用についてニーズがあれば調整します。

＜事業の概要＞

事業名	実施方策
手話通訳者派遣事業	徳島県社会福祉事業団へ委託し、コーディネーター等を含めて実施。利用料は無料。

＜実施状況と見込み＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣事業	０人	０人	０人	０人

⑤ 日常生活用具給付等事業

障がい者に自立生活支援用具、ストマ等の排泄管理支援用具等を給付または貸与する日常生活用具給付等事業は、地域生活支援事業のなかで実施しています。また、住宅改修費助成事業を当該事業に含めて実施します。また、利用実績がないサービスについては、サービス量は見込みませんが、利用についてニーズがあれば調整します。

<事業の概要>

	対象者	利用者負担	事業の概要
日常生活用具給付等事業	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、難病患者であって当該道具を必要とする者	1割	対象者に日常生活用具を給付等

<実施状況(令和5年度)と見込み>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	0件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	0件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	0件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件	0件
排泄管理支援用具	80件	85件	85件	85件
住宅改修費	0件	0件	1件	0件

⑥ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（児）等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

<事業の概要>

	実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
移動支援事業	委託	障がい者であって村が外出時に移動の支援が必要と認めた者	1割	屋外での移動が困難な障がい者（児）の外出を支援

<実施状況(令和5年度)と見込み>

名称	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 （個別支援型）	利用者	4人	4人	5人	5人
	延利用時間	650時間	700時間	700時間	700時間

⑦ 地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業

＜事業の概要＞

事業名	実施方策
地域活動支援センター （基礎的事業）	3障害手帳所持者を対象に、地域活動支援センターに通所し、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
地域活動支援センター （機能強化事業）	地域活動支援センターに職員を配置し、相談への対応をはじめ、社会生活への適応訓練等自立と生きがいを高める活動を取り入れる。指定相談支援事業者に委託。

＜実施状況(令和 4 年度)と見込み＞

名称	単位	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援 センター事業	か所数	〇 か所	〇 か所	〇 か所	〇 か所
	利用者	〇 人	〇 人	〇 人	〇 人

＜その他の事業(任意事業)の実施方策と見込み＞

任意事業として、佐那河内村では地域生活支援事業の日中一時支援事業と、社会参加促進事業の芸術・文化講座開催等事業を実施しています。

＜事業の概要＞

		実施方法	対象者	利用者負担	事業の概要
地域生活支援事業	日中一時支援事業	委託	主に障がい児	1割	障がい等で支援が必要な児童・生徒が夕方や長期休業中に過ごす場を提供する。
社会参加促進事業	芸術・文化講座開催等事業	委託	障がい者全般	無料	芸術・文化講座を開催している。

① 日中一時支援事業

障がいのある子どもの放課後や長期休業中の施策として、日中一時支援事業を実施します。

＜実施状況(令和4年度)と見込み＞

名称	単位	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	か所数	0か所	1か所	1か所	1か所
	利用者	0人	1人	1人	1人

② 芸術・文化講座開催等事業

芸術・文化講座を開催しており、参加者には好評で交流の場にもなっていることから、継続して実施します。

＜実施状況(令和4年度)と見込み＞

	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術・文化講座開催等事業	1回	1回	1回	1回

2 障がい児福祉サービスの推進(第3期障がい児福祉計画)

(1)障がい児福祉サービスの体系

① 児童福祉法に基づく福祉サービス

児童福祉法に基づき、以下のサービスを提供します。

なお、訪問系サービスをはじめ、障がい児・障がい者で共通する障害者総合支援法のサービスについては、「第4章1」の障がい福祉計画に障がい児分が含まれているものとし、障がい児福祉計画では、児童発達支援をはじめとする児童福祉法のサービスの見込みを定めます。

<障がい児福祉計画のサービスメニュー>

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援
- ⑦ 福祉型児童入所支援
- ⑧ 医療型児童入所支援

(2)障がい児福祉サービスの目標

第3期障がい児福祉計画の計画終了年度である令和8年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

① 児童発達支援センターの設置の目標

児童発達支援センターの設置について、国は、令和8年度末までに、「各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。
県と協議しながら、児童発達支援センターの設置について考えていきます。

② 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の目標

国は、令和8年度末までに、「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること」を目標としています。保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、国は、令和8年度末までの構築を目標に掲げています。

本村においては、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しています。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の目標

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、国は、令和8年度末までに、「各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」を目標に掲げています。

県と協議しながら、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置について考えていきます。

(3)障害児通所支援・障害児相談支援

サービスの概要と必要な量の見込みは以下のとおりです。また、利用実績がないサービスについては、サービス量は見込みませんが、利用についてニーズがあれば調整します。

＜サービスの内容＞

名称	対象者	内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童	通所による事業で、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行くと共に、集団療育を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童	児童発達支援事業のなかで、看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化したものです。
放課後等デイサービス	小学生から 18 歳までの学校に就学している身体障がいまたは知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がいも含む）	授業の終了後または学校が休みの日に、通所にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	通所サービスを利用するすべての障がい児	相談支援専門員が利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。また、基本相談支援(通常の相談)も行います。

名称	対象者	内容
福祉型児童入所支援	①身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ②児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童	施設に入所し、介護や、日常生活上の相談支援、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練、社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを受けます。
医療型児童入所支援	知的障がい児（自閉スペクトラム症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児	福祉型児童入所支援の内容に加え、疾病の治療、看護を行います。

＜実施状況＞

名称	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画値	170人日 5人	170人日 5人	170人日 5人
	実績値	108人日 4人	52人日 3人	150人日 4人
医療型児童発達支援	計画値	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人
	実績値	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人
放課後等デイサービス	計画値	300人日 4人	300人日 4人	300人日 4人
	実績値	182人日 5人	84人日 4人	80人日 4人
保育所等訪問支援	計画値	7人日 4人	7人日 4人	7人日 4人
	実績値	2人日 2人	0人日 0人	0人日 0人
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人
	実績値	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人
障害児相談支援	計画値	9人	9人	9人
	実績値	10人	7人	9人
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人

<必要見込み量>

名称	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	人日分/年	150	150	150
	人/年	4	4	4
医療型児童発達支援	人日分/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分/年	90	90	90
	人/年	4	4	4
保育所等訪問支援	人日分/年	12	12	12
	人/年	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
障害児相談支援	人/年	9	9	9
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	人/年	0	0	0

3 暮らしを支える取組みの充実

◆課題と取組み方針◆

障がいのある人が必要なサービスを選択して利用しながら、自分らしく生活を営んでいけるように支援することが最も重要な課題の1つであり、そのためには、相談支援と情報提供が不可欠です。

障がい者施策については年々変化しています。佐那河内村においては、障がい者の高齢化、低年齢児で発達に支援が必要な子どもの増加に加え、障がい者を支える家族や介助者の高齢化が進んでいますが、本人や家族にとってわかりにくい面があると思われます。

また、必要なサービスや支援は、障がいや年齢等によりさまざまであることを十分理解して、できる限り相談者の悩みの軽減につながる対応をめざして、相談体制の拡充ときめ細かな情報提供に努めます。そして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、その他のサービスや支えあい活動等必要なサービスを適切に利用して、自分らしい生活が継続できるように支援します。

(1)その人にあった相談支援・必要な情報提供のしくみづくり

① 相談体制の拡充

相談支援事業に伴い、相談先として相談支援事業所を確保し、定期的・継続的に窓口として利用を促進します。

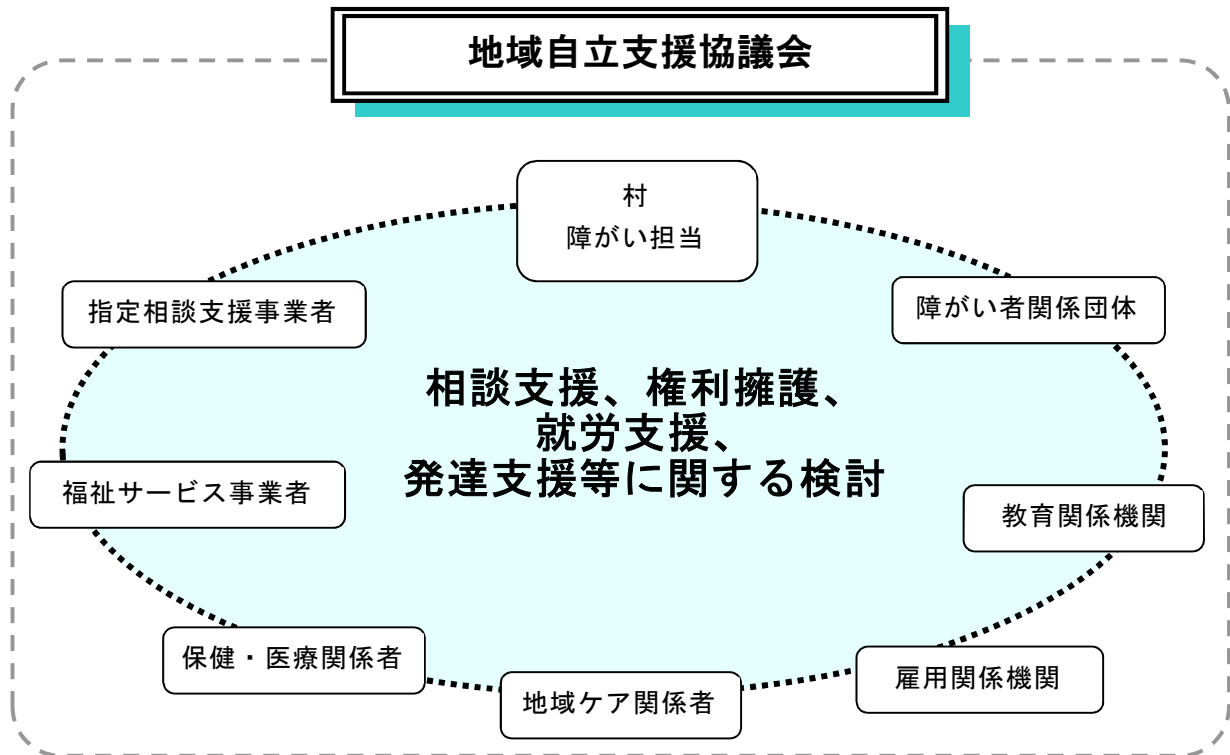
今後、さらに周知を図ることにより、相談先として定着してくると、相談内容が複雑になったり、件数も増加することが見込まれることから、地域自立支援協議会と連携して、困難なケースの検討を行い、相談支援事業の機能強化を図ります。

また、地域からの各種相談に協力いただいている障がい者相談員や民生委員・児童委員、身近な社会福祉協議会の相談窓口との連携を深め、障がいのある人のみならず、それを支える家族(介護者)の悩みごとや心配ごとを気軽に相談できる窓口となるように努めます。それぞれの相談窓口からの連絡事項や支援が必要なケースについて、担当課に集約できる体制を確立します。

そして、障がい福祉・保健・保育所等担当課内だけでなく、教育委員会等庁内のネットワーク体制を築きます。

<地域自立支援協議会の構成>

実務者会議を年3回実施。



② 計画相談支援の推進

サービス利用計画の作成が拡大されることから、障がい福祉サービスを利用する障がい者・障がい児のプラン作成の体制を確保し、適切なケアマネジメントができるように努めます。また、特定相談支援事業者との連携を図ります。

③ 情報提供の充実

「広報さなごうち」は毎月15日に発行しており、適宜障がい者に係るお知らせを掲載しています。広く住民に広報する面と、障がい者が情報を得る面の両面から、さらに活用できるように、継続して啓発と情報提供を図ります。

障がい福祉サービスやその他の障がいに関するサービスは、制度改正等により利用者にとってわかりにくい点があるため、村のホームページへの掲載やパンフレット類の送付等を行い情報提供を行います。

(2)連携のとれた支援体制とネットワークの強化

① 権利擁護の推進

成年後見制度の地域連携ネットワークの構成機関と協力し、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業とも連携をとりながら、相談等にきめ細かく対応します。

また、権利擁護活動とそれに携わる人権擁護委員の活動を支援します。

② 障がい者虐待防止の取組み

障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者への虐待の防止と虐待時の対応体制の確保をめざし、障がい者虐待防止センターの設置を進めます。

③ サービスの質の向上と庁内ネットワークの確保

障がい者福祉の担い手である社会福祉協議会等のサービスの質の向上を図り、さらに担当課内で問題解決が難しい場合は、教育委員会や社会福祉協議会等と連携し、課題に柔軟に対応できるように、庁内のネットワーク体制の確立をめざします。

(3)障がい福祉サービス以外の福祉サービスの推進

① 高齢者福祉サービスとの連携

高齢者で障害者手帳を所持する人が多いことから、支援が必要な高齢者等の暮らしを支えるサービスと連携を図り、効果的なサービスの推進と適切な利用を促進します。

緊急通報装置の設置事業についても、ひとり暮らしの重度身体障がい者等が安心して地域で暮らすための1つの手段になるものであり、周知を図りながら利用を促進します。

また、国の地域共生社会の実現に向けた取組みにおいて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障がい福祉サービス両方の制度に、新たに共生型サービスが位置づけられます。

国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、連携を図り検討を進めます。

② 経済的支援策の推進

障がいのある人に受給可能な障がい者年金や各種手当、重度心身障がい者医療費助成や特定疾患医療費給付等の医療公費負担制度、生活福祉資金貸付等の周知を図ります。

③ 地域で暮らすための支援

グループホームは地域移行を促進する主要な受け皿であり、引き続き入居等の相談に対応します。グループホームの利用者の家賃の一部補助を国の制度に基づいて実施します。

また、居住の場の確保や日中活動の場の拡大が図られるように、障がい福祉サービスに限らず関係機関との連携により取り組んでいきます。

4 健康づくりの支援

◆課題と具体的な施策◆

障がいのある人もない人も、自らの健康を守ることを基本に、住民の年齢・状態に応じた健康支援を目標とします。

現在実施されている障がいの発生予防とその早期発見に有効な各種健康診査は、その受診率の向上とフォローアップ体制の強化を図り、健康診査の目的や成果を達成できるようにしなければなりません。

「自分の健康は自分で守る」という意識づくりと健康の大切さを認識して、地域の力を活かした健康づくり活動を推進します。

障がいのある人にとって医療やリハビリテーションは障がいの軽減を図るためにも自立を促進するためにも重要であり、適切な医療とリハビリテーションが提供されるように働きかけていくことが必要です。

(1)自分らしい健康を支援する保健サービスの推進

① 障がいの発生予防・早期発見とフォローの推進

障がいの予防や早期発見も含め、妊婦・乳幼児健診や住民健康診査、各種がん検診等を農業振興センター等で実施しています。特定健診・特定保健指導が導入されており、医療制度を踏まえた健診体制と保健事業を推進します。

そして、各種健康診査のフォロー体制の強化を図り、経過の見守りや支援が必要な方についてはその人にあった対応となるように、関係課と連携して対応に努めます。

② 保健活動の充実

健康づくりを実践していくために、各種健康教育・体験学習を実施しており、今後は、住民の健康づくりを重点目標として、村の状況にあった内容等の充実を心がけ、広く参加を働きかけていきます。

また、精神障がいのある方の状況等を把握して必要な相談につながるように、関係機関との連携確保に努めます。

発達障がいについて周知を図ると共に、教育委員会や関係機関とのネットワークづくりを継続して進めていきます。

③ 心の健康づくりについての啓発

ストレス社会といわれ、心の健康を保持しにくい現状がみられます。それを身近な問題としてとらえ、心と身体の健康づくりを住民が考える機会となるよう、講演会や健康教室を開催し、啓発と予防に努めます。こうした活動には健康づくりの会(食生活改善推進員)等地域の協力を得ながら、住民が互いに支えあう活動をめざして取り組みます。

④ 障がい者とその家族の健康支援

障がい者を介助している家族等については、高齢化がみられます。

相談支援等の機会をとらえて、障がい者とその家族の健康状態の把握と、必要に応じた相談・指導を行います。

(2)医療サービス・感染症対策の促進

① 医療費助成制度の利用促進

障がい者自立支援医療や特定疾患医療受給事業等の医療費助成事業が適切に利用されるように、相談等のきめ細かな対応に努めます。

② かかりつけ医の定着

障がいのある人にとっては、日常的に医療が身近にあることが大切であることから、かかりつけ医の定着を図るよう働きかけます。

③ リハビリテーションの推進

身体機能の低下を軽減し、日常生活の自立支援のための訓練の機会が確保できるように努めます。

④ 感染症対策の促進

新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行・拡大を防止するため、基本的な感染症対策の実践に関する周知・啓発を行います。

また、障がい者福祉施設を運営する事業者へ施設内の感染症対策の徹底を周知・啓発します。

第5章 自分らしく過ごす「毎日」をつくる

1 育成・教育の充実

◆課題と具体的な施策◆

出生数の減少と核家族化を背景に、育児不安を抱える子育て家庭が増加しており、あわせて、発達において支援や見守りが必要な子どもも増加傾向にあります。村では、親子を支えるための母子保健サービスや子育て支援サービスを推進しています。

あわせて、障がいのある子ども、支援が必要な子どもへの対応については、その子どもの成長にあった継続的な支援となるよう、健診後の相談から指導・療育について、健康福祉課、保育所、教育委員会等関係課及び関係機関と連携した対応が重要課題となります。

乳幼児の疾病・障がい等を軽減するためには、その早期発見と迅速な対応が必要です。そのためには、乳幼児健診から就学前の一貫した療育体制を確立し、保育と子育て支援等子どもの育ちに関わり、支援する取組みを推進します。

そして、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、遊ぶことを通じて、自然にノーマライゼーションの理念を学ぶ場とします。特別支援教育では、障がいのある子どもそれぞれの個性や可能性に着目して支援の計画を作成して教育活動を展開し、村内の小中学校や、特別支援学校と連携して取り組みます。

(1)育ちを継続的に支援する取組みの充実

① 支援が必要な子どもと家庭のフォロー体制と療育の充実

乳幼児健康診査の結果により、発達において経過観察や支援が必要な子どもについては、引き続き訪問等による相談・指導に努め、現状の把握、今後の支援体制がその子どもに適切な対応となるように、個別支援体制を強化します。

また、就学前の障がい児を対象に、県の関係機関が、知能・言語等の相談・指導を行う巡回相談につなげています。今後も継続して一人ひとりの状況に応じた療育を心がけます。

発達に関しての支援が必要なケースだけでなく、家庭環境や虐待等で支援が必要な子ども・家庭を把握し、適切な支援体制とネットワークづくりを進めます。

また、相談の場、子育て支援活動等に参加を広く呼びかけ、子育てに関する相談・子育て支援施策の充実をめざします。

② 障がい児保育の充実

保育所での障がいのある子どもの受け入れ体制の充実に努め、要望にできる限り対応できるようにする等地域のなかでの育ちを支援します。

保育所、学校との連携による支援が必要な子どもへの対応としては、就学前

の親を対象にシートを配布し、子どもの発育や成長で気になるところを書き出してもらい取り組みを行っています。これにより、関わりが必要な状況を把握してフォローできるため、役場、保育所、小中学校が連携して支援する体制づくりに取り組みます。特に、進学や進級時にシートの引き継ぎがスムーズになされ、その活用が増えるよう促します。

③ 障がい児支援の強化

児童デイサービスは児童福祉サービスで、障害児通所支援として実施されます。また、児童のサービス利用にあたってサービス利用計画を作成します。

放課後の過ごし方についても、日中一時支援事業、村の学童保育クラブでの預かり等を視野に入れ方向性を明確にします。

障がい児支援施設の利用は児童福祉サービスで実施し、18 歳以上の障がい児支援施設利用者は障害福祉サービスで実施します。

(2)可能性を伸ばす教育の推進

① 就学指導の推進

個々の状況に応じた教育機会が選択できるように、また、十分に相談・協議の場が確保できるように対応すると共に、就学指導委員会の適切な運営に努めます。また、希望者には事前に相談の場を設定する等、関係課で連携して対応に努めます。

② 学ぶ環境の向上

学校の施設や設備については、計画的な改修や修繕を行っています。今後も、必要に応じてバリアフリー化等の学ぶ環境の整備を促進します。

特別支援教育が実施されており、特別支援学級は状況に応じ設置され、令和5年4月現在は、小学校に2クラス、中学校に0クラスで、特別支援学級担任を配置しています。今後も、特別支援学級担任の確保や共に学ぶ時間の確保等の体制づくりに取り組みます。

③ 発達障がいについての啓発

発達障がいについては、すべての住民に正しい知識と理解を深められるように、さまざまな機会をとらえて、啓発に努めます。また、担当課及び学校・関係課で発達障がいに関する勉強をする場やネットワークづくりを具体的に進める方策を検討します。

④ 学校における交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーの推進

学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもの文化芸術活動等による交流及び共同学習を推進し、障がい者理解の一層の促進を図ります。

2 雇用・就労の支援

◆課題と具体的な施策◆

障がいのある人の自立した暮らしのなかでは、経済的な基盤の確立と就労は大きな課題です。障がい者雇用について今日では、全国的に理解が進んでいますが、社会経済活動の低迷等による影響は多大といえます。今後も継続して障がい者雇用の啓発に努めていくことが求められます。

また、障がいのある人が就労の場を確保し、能力等に応じて工賃の向上が図られなければ地域で自立して暮らしていくのは困難であり、それが大きな課題です。障がい者生活・就業支援センター、公共職業安定所(ハローワーク)や民間事業所等との連携を強化し、障がいのある人それぞれの能力と適性にあった就労の場の確保をめざします。

また、障がいのある人の職業能力を高めて就労に移行できるように、職場体験ができる場の確保や障害福祉サービスでの就労継続支援等の活用を図ります。

(1)雇用の促進

① 障がい者雇用の啓発

ハローワークや民間事業所、既存の福祉関係施設等との連携を強化し、障がい者雇用に関する啓発を継続して行うと共に、事業進出及び事業拡大による雇用にあたり、障がい者雇用について働きかけていきます。

② 相談活動の支援

就業意欲のある障がい者から、問い合わせや相談があった場合等は、関係機関等と連携して相談事業に早期につなげると共に、迅速で的確な情報交換・情報提供に努めます。

③ 庁内の障がい者雇用についての検討

庁内の障がい者雇用については課題の1つとしてとらえ、職員の定員管理計画等と連携した取組と、一部委託等の手法について検討します。

(2)就労につなげる取組み

① 職業リハビリテーションの推進

公共職業安定所(ハローワーク)、社会福祉協議会をはじめとする関係諸機関との連携や民間事業所の協力のもと、時代のニーズに対応したパソコン等の技能取得や技能向上の機会への参加を促進します。

② 関係機関とのネットワークづくり

地域自立支援協議会等のネットワークを活かして、関係機関の情報交換、連絡を図ります。

3 社会参加の促進

◆課題と具体的な施策◆

自分に関心をもっていることを学び、意欲をもって学習することは、生活を豊かにすることにつながり、地域にも重要なことです。このため、障がいによって学習や活動の機会が乏しくなり、参加しにくい部分を、福祉の視点で配慮して活動の場を増やしたり、共に活動できるように取り組みます。

また、障がい者団体の活動については、今後も継続して仲間づくり活動や地域での意欲的な活動を支援します。

(1)生涯学習・スポーツ活動・文化芸術活動等への参加促進

① 各種生涯学習講座への障がい者の参加促進

聴覚障がい者にはファクスで知らせる方法を取り入れる等、情報提供方法を工夫して参加を呼びかけていきます。広報やお知らせは継続して行うと共に、会場やトイレ等については必要度を勘案して設備・施設の改修に努めると共に、開催時には人的配置とボランティアの協力を得られる体制を確保します。

障がいの有無に関わらずスポーツを楽しめる活動、生涯スポーツ等に気軽に取り組めるように、村内のスポーツ・レクリエーション施設について施設面の配慮に努めると共に、参加しやすいスポーツ種目の検討を行います。また、県の障がい者スポーツ大会への参加を支援します。

② まちづくり活動等への参加促進

まちづくりに関する審議会やボランティア活動、地区の活動等さまざまな活動への参加が広がるように、参加機会の確保と活動方法を検討し、参加を促します。

③ 参加を側面から支える取組み

参加を促す側面的な支援策として、手話通訳の派遣や障がい者支援ボランティア、外出支援サービス等の活用を促進します。

④ 鑑賞・創造の機会の拡大

文化芸術の鑑賞は、本来、誰もが参加できるものであり、鑑賞の機会にあたっては物理的・心理的な障壁が改善されれば、より多くの人に参加しやすくなることから、より一層の環境整備に努めます。

また、関係機関や民間団体などと連携し、地域における障がい者の活躍の場を広げ、様々な人との交流が促されるよう工夫した創造活動の場の創出を推進します。

(2)障がい者の活動の支援

① 障がい者団体の活動支援

障がい者団体の活動の紹介、情報提供等の活動支援に努めます。また、障がい者団体等からの意見や、役場から伝えたいことを相互に話しあい、障がい者団体の活動が活発になるように調整・連携を図ります。

② 各種行事等への参加促進

各種開催している行事に多くの住民の参加を促進し、交流の場となるように努めます。

第6章 共に暮らしていく「環境」をつくる

1 やさしい地域づくりの促進

◆課題と具体的な施策◆

障がい者や障がいについての認識と理解を深め、それらに対する知識不足や無理解から生じる心の障壁(バリア)を除去するために、あらゆる機会と場面をとらえて、全村的な意識啓発・広報活動を推進します。

障がいのある人もない人も障がいについて理解しあい、共に地域で生きていくために、地域のふれあいや支えあいの気持ちと活動を支援し、やさしさを感じる共生の地域をめざします。

(1)障がいについての啓発と交流活動の促進

① 住民の意識啓発・広報活動の充実

広報紙等で障がい者や障がいに関する情報を発信したり、障がいに関する講習会等の機会の確保に努めます。

② 福祉教育の推進

学校では福祉教育を積極的に取り入れており、今後も社会福祉協議会や福祉施設等と連携して子どもたちの福祉の心を育て、実践につながる支援に努めていきます。また、家庭・職場・地域での交流会やボランティア体験活動の活発化を図ります。

③ 交流機会の確保

障がいのある人となない人とのふれあう機会や、障がいのある人の介護者のための集い事業等を、障がい者団体や社会福祉協議会等と連携して実施に努めます。

④ ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進

ヘルプマークや、緊急時や災害時等に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見からわかりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。

(2)支えあい活動の促進

① 共生のしくみづくり

見守り活動・ボランティア活動が広がり、地域で互いに見守り、支えあう活動が促進されるように、社会福祉協議会と連携しながら取り組みます。

また、それ以外にもこれまでに培った多様な技能の把握と活動の場を確保し、コーディネートして、実働につながるように、ボランティア組織の育成を図り、地域で支えあいながら共生するしくみづくりを進めます。

② 障がい者支援ボランティアの確保・育成

障がい者を支援するボランティアとボランティアグループの確保・育成を図ります。また、障がい者もボランティアの担い手として、また、見守り活動等互いに支えあう活動が広がるように促進します。

③ 地域福祉の考え方の周知

世代にかかわらず、多くの住民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう地域福祉計画等を活用し、地域における支え合いの重要性の啓発に努めます。

2 快適な居住環境づくりの推進

◆課題と具体的な施策◆

障がいのある人が自立して社会生活を営めるように、村内全域の公共施設や道路等のバリアフリー化の検討を順次進め、社会生活を営む上でのさまざまな障壁を減らして、快適な生活環境となるように取り組みます。

障がいのある人とその家族は災害等に対する不安が大きいことから、災害や急病の対策については障がいに配慮した取組みを推進します。

(1)公共施設や道路等のバリアフリー化の促進

① バリアフリーなまちづくりの推進

住民誰もが社会的活動に参加できる環境をめざして、新たに整備する道路、学校、公園、公共施設は、バリアフリー化を基本として推進します。既存の施設は、必要性を踏まえた改修に努めます。

② 快適な居住環境の向上

村営住宅等は必要性・緊急性を踏まえながら改修時に福祉的配慮がなされるように検討します。在宅については住宅改修や日常生活用具の貸与等の利用について相談に応じ、適切な利用を促進します。

③ 選挙等における配慮

投票所内において、支援を要する方に対する介添えをするとともに、老眼鏡、文鎮等を常備するなどバリアフリー化に努めます。

また、郵便等による不在者投票の適切な実施に努めます。

(2)安全対策の推進

① 障がい者や高齢者に配慮した防災対策の推進

佐那河内村地域防災計画に基づき、配慮が必要な高齢者や障がい者等について災害予防対策を推進すると共に、災害時の応急対策を講じます。

特に、高齢者や障がい者では災害時に支援が必要となる可能性が高いことから、避難訓練等への参加促進や防災無線等災害時の情報手段の確保について啓発します。

今後は、消防団や民生委員・児童委員等と連携して、地域の要援護者の実態把握と災害時の支援体制の整備に取り組みます。

② 地域ぐるみの安全活動の推進

障がい者が被害にあう事件や事故が全国的に増えています。今後も、民生委員・児童委員の活動と連携して、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り活動が継続して行われるように促進すると共に、障がい者自身への注意を呼びかけ、啓発に努めます。

③ 避難行動要支援者等に係る避難支援

地域の避難支援体制の構築を目的として、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備し、本人からの同意を得た場合には、避難支援等関係者への情報提供とともに、住民同士の交流を深めつつ、実効性のある個別避難支援計画の策定に努めます。

④ 災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策

災害危険箇所内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、名称、所在地、伝達手段等を整備するとともに、災害発生時には着実に避難情報を要配慮者利用施設へ伝達することにより、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

⑤ 福祉避難所の充実

障がい者等の要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備に努めます。

第7章 推進体制

1 連携・協力の確保

本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県、関係機関並びに住民、事業者、ボランティアなどと緊密な連携・協働のもと、効果的・効率的かつ確実な取組を推進していきます。

2 広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

広く住民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙やホームページ等を通じて周知を行います。

また、障害者基本法に定められた障害者週間(毎年 12 月3日から9日)等を通じて、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を推進します。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について住民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

障がい及び障がい者に対する住民の理解を促進するため、障がいの特性や必要な配慮等について周知を図ります。

また、障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小・中学校等の特別活動等における、障がい者に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

さらに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流により、地域社会における障がい者への理解を促進します。

(3) ボランティア活動等の推進

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、障がい者自身のボランティア活動を促進します。

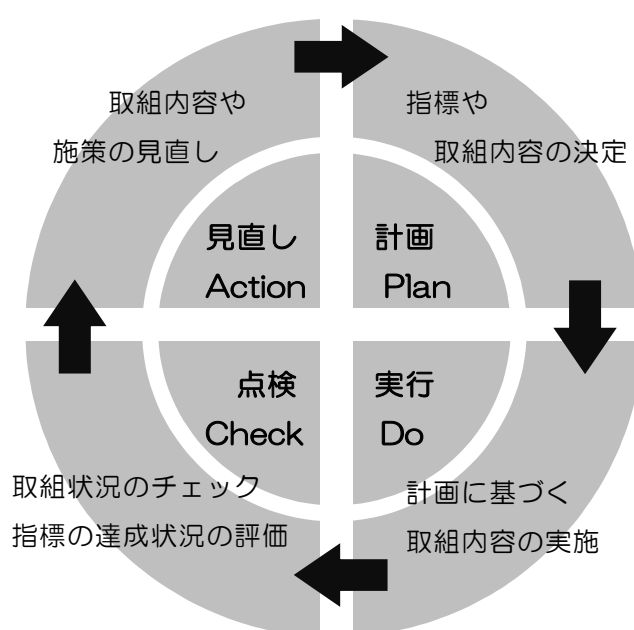
3 計画の評価・管理

障がい者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し(PDCA※)の観点から、本計画の推進にあたっては、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していく推進体制が不可欠となります。

以下の図のイメージに従い、進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。

※PDCA：

Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。



佐那河内村障がい者計画
第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

〒771-4195

徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地
佐那河内村健康福祉課

TEL 088-679-2971
FAX 088-679-2125